

ぐんま ぐらしの ニュース

2020 No.364

群馬県消費者生活センター 令和2年7月1日



消費者庁イラスト集より

今回は、「通信販売」や「訪問販売」でのトラブルについて掲載します。
裏面では、県内で開催する「借金に関する無料相談会」についてご案内します。

「通信販売」や「訪問販売」でのトラブルに注意！

相談事例 1 定期購入に関するトラブル

SNSの広告を見て『初回お試し500円』の青汁を注文したら、翌月また送られてきた。口に合わなかったのでキャンセルの連絡をしたら、『4回定期コース』になっていて、最低4回分は購入しなければいけないと言われた。2回目からは5,000円と金額も高いのでキャンセルしたいがどうしたらよいか。

アドバイス
通信販売にはクーリング・オフがありませんので、返品や解約については事業者の規定に従うこととなります。
購入前に契約内容や解約条件をよく確認しましょう。小さい文字も読み飛ばさないこと！

相談事例 2 インターネット通販に関するトラブル

ネットで見つけたサイトで、宅配ボックスを注文した。注文確認メールに振込先口座情報があり、指定された個人名義の口座に代金を振り込んだ。振込後納品日の連絡が来るはずだったが、全く返事が来ず、サイトも封鎖されて見られなくなってしまった。どうしたらよいか。

アドバイス
こんなサイトは要注意！！
・商品が**極端に値引き**されている
・事業者の所在地が番地まで記載されていない
・連絡先がEメールのみになっている
・**支払方法が銀行振込のみ**

相談事例 3 住宅の修繕に関するトラブル

「近所で仕事をしている」という業者が来訪し、「外壁にヒビが入っている。火災保険で直せる。」と修繕を勧められた。チラシをみたら「外壁や屋根の修繕が火災保険でできる。手続きはこちらでやる」と書いてあった。経年劣化の修繕を保険請求することは虚偽にはならないのか。

アドバイス
高額な手数料を請求されたり、工事後に保険の対象外で全額自己負担になるといったトラブルがおきています。
その場で契約せずに、ご加入先の損害保険会社または代理店に確認をしましょう。

不安を感じたり、対処に困ったりした場合には、
お近くの消費生活センターに相談するか、
消費者ホットライン「188(いやや!)」番にお電話ください。



消費者庁イラスト集より

借金に関する無料相談会を開催します

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。
相談は借金問題解決への第一歩です。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程(令和2年度)

※今後日程が変更になる可能性があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
県庁	8月2日 (日)	13:30~16:00	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
富岡市	8月28日 (金)	18:00~19:30 (夜間開催)	富岡市消費生活センター (富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階)	富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066
吾妻郡	9月5日 (土)	13:30~16:00	長野原町住民総合センター (吾妻郡長野原町大字長野原1340-1)	吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166
高崎市	9月26日 (土)	13:30~16:00	高崎市役所 9階 91~94会議室 (高崎市高松町35番地1)	高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
桐生市	10月6日 (火)	18:00~19:30 (夜間開催)	桐生市保健福祉会館 4階会議室 (桐生市末広町13番地の4)	桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
渋川市	10月22日 (木)	18:00~19:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
太田市	11月14日 (土)	13:30~16:00	太田市役所 南庁舎3階 大研修室 (太田市浜町2-7)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
前橋市	11月28日 (土)	13:30~16:00	前橋市消費生活センター (前橋市千代田町2丁目5番5号 シーズ・ポート108号)	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
館林市	12月5日 (土)	13:30~16:00	館林市城沼公民館 2階講堂 (館林市松原1丁目22-22)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
伊勢崎市	12月23日 (水)	18:00~19:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉二丁目410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300

- ・事前予約制となります。上記の申込み先へ一週間前までにお申し込みください。
 - ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域でご相談できます。相談時間は1~2時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
 - ・個人の借金が対象となります。
 - ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。
- ※県内消費生活センターでは随時借金に関するご相談を受け付けています。



消費者庁イラスト集より

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

★月1~2回程度、消費者トラブルにあわないための注意喚起など、消費生活に関する情報を発信しています！登録は無料です。是非ご利用ください！

【登録方法】

件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jpあて、または右記のQRコードを読み取って送信してください。



消費生活相談のご案内

☎027-223-3001
消費者ホットライン ☎188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階北側)
平日 9:00~17:00(電話・来所相談に対応)
土曜 9:00~12:00/13:00~17:00(電話相談のみ)

編集・発行/群馬県生活子ども部消費生活課 ☎027-226-2281 FAX 027-223-8100